

第73回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

開催日時	令和8年2月10日（火）から令和8年2月13日（金）					
開催場所	書面開催					
出席者	委員	中川幾郎 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長、植村佳史 委員、大窪健之 委員、作間泉 委員、佐野和則 委員、清水順子 委員、野口隆身 委員、元島満義 委員、山口裕司 委員、吉田隆一 委員				
開催形態	書面開催	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課			
内容	提言撤回を受けた神殿町周辺地域について					
決定又は取り纏め事項	提言撤回を受けた神殿町周辺地域について、「検討地」から外すべきである。					
結果						
<p>神殿町周辺地域については、提言を提出した明治地区自治協議会が提言を撤回したため、当該地域を「検討地」とした前提が失われたことから、「検討地」から外すべきであるという答申（案）に対し、全会一致で異議なしとされた。</p> <p>＜以下委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員より、答申案に賛同する。今回の神殿町に関する提言は、地域の将来を思う善意から出されたものであると理解している。しかしながら、自治協議会としての正式な合意形成や、周辺住民への事前説明といったプロセスが制度的に整理されていない中で、検討地として位置づけたことは、結果として地域に混乱と対立を生じさせたものと考える。 <p>明治地区自治協議会会長自身が当該提言を白紙撤回した以上、策定委員会としては、是非や賛否を判断する以前に、プロセス上の整理として一旦検討地から外す判断を行うことが妥当であると考える。これは神殿町における反対の声の大小によるものではなく、今後いずれの地域において同様の提言を受ける場合においても、住民間の分断を生じさせないための前例整理と位置づけるべきものである。</p>						

同時に、七条地区については、既に複数の自治連合会からの反対請願および議会の判断が示されており、神殿町とは性質を異にする案件である。したがって、改めて丁寧に整理を行い、慎重に議論すべきであると考える。

・委員より、明治地区自治協議会が提言を撤回したのであれば、「検討地」とした前提が失われたのでこの「検討地」も撤回すべきである。

資料	明治地区自治協議会から提出された提言書の撤回に係る奈良市新クリーンセンター建設の用地について答申（案）
----	---